

大東亜共栄圏と満洲国外交

樋口 秀実

はじめに

国際社会の構成単位は、国家である。ゆえに、外交は「内政の反映であり、國勢の表徴」⁽¹⁾となる。この点は、外交に関する古典的著作を記したH・ニコルソンも、国家の外交理論とその實際的運用は「国家的伝統、国民性、国家的要請の相違」⁽²⁾に左右されると認めている。

一方、国家は、国際社会——とくに、主権国家を構成単位とする近代的国際秩序としての主権国家システム——のなかで外交を展開するとき、国内に権力を浸透させて国民の代表として行動するための対内主権とともに、対外主権をも行使する。それは、他国の権力から独立を保証され、かつ国家として承認されることをめざすものである。この主権行使が不完全であるとき、「それは、国家と呼ぶにふさわしいものではない」⁽³⁾との評価もある。

かくして、国家の外交は、その国の国家理性の形成に資すると同時に、諸外国から国際社会の構成員と認められて同一の価値・利益を共有することにより、国家の性格を規定する働きをなす。では、この原則は、日本の「傀儡国家」といわれた満洲国にも該当するのか。

これに関し、一九三五年四月、満洲国皇帝溥儀に同行して来日した同国外交部大臣謝介石が、興味深い意見を披露している。⁽⁴⁾建国後三年が経過したばかりの満洲国は「傳統的國民精神の存在は固より期待し難い」が、国家は経済的条件のみで存立することはできず、「崇高なる精神」によって動かされるべきである。目下の満洲国では、「この國家的理想の樹立が最大急務」であり、「王道の思想」を理想として掲げている。さらに「満洲国として最も留意戒心を必要とするのは、その國際關係」である。満洲国は日本との間に「特殊盟約關係」があり、「吾人は、満洲國の建設が、日本の國際的關係上の地位を強固」にすることを期待する。ただし、それは、満洲国が「獨立主權國として活潑々地の自主外交」を行ない、「國際場裡に於いて一個の完全なる獨立的存在として行動し得るに於いて、始めてこの國は日本の國際的地位に對し有力なる補強的作用」をなす。したがって、「日本國民は満洲國の内部から自然に湧き出でる希望欲求を尊重する要があり、之れに統制とか合理化とかの見地から妄りに形式本位の歪曲を加ふることは、眼前の便利あるべきも、終局に於いて實地に即せず、破綻を招く虞れがあるを知らねばならぬ」。

謝の發言から、満洲国もまた、日本によって人為的かつ急造的に建設されたとはいえ、一般の獨立・主權國家と同じく、外交を通じて國家理性を獲得しつつ、國際社会からの承認を得たいと願っていたことがわかる。しかし、満洲国にとつての大きな課題は、対外的主權行使が対日關係の規定を受けて排他的でないことである。いいかえれば、満洲国の外交を通じての國家理性の形成は、日本の対滿外交と満洲国が参与する國際社会との双方からの影響を受ける。すでに、いくつかの先行研究は、満洲国が必ずしも日本の意図に沿って外交活動を展開したわけではないことを指摘している。⁽⁵⁾それゆえ、満洲国が國際社会から受ける影響も、ときに日本の國家意思と齟齬し、満洲

国外交の遂行、ひいては同国の国家的性格の形成に葛藤を生じさせるおそれがあった。

以上を踏まえ、本稿は、満洲国がアジア諸国⁽⁶⁾に対して展開した外交を検討する。満洲国外交、とくに戦時下の同国外交は、「(一) 一般的外交方針 (二) 対日外交方針 (三) 大東亜共栄圏の一翼としての外交方針」⁽⁷⁾に大別される。満洲国が属した国際社会とは、東亜新秩序とその後身的形態の大東亜共栄圏である。満洲国は、この第三の外交を「大東亜に先驅した満洲國に課せられた最大の使命」とみていた。したがって、本稿は、満洲国の対アジア外交を分析し、そこに顕現する同国の国家的性格と大東亜共栄圏の国際秩序としての構造的特質とを解明する。換言すれば、本稿は、満洲国の内政・外交を通じてみえるところの大東亜共栄圏の特徴を抽出するものである。

従来、大東亜共栄圏の研究は、日本と太平洋戦争期に日本軍の占領下に置かれた東南アジア諸国との関係に最大の関心を寄せてきた。ここでは、共栄圏は、日本の戦争目的を正当化するための美辞麗句にすぎないのか、それとも欧州諸国の植民地とされた東南アジア諸国を解放する意義があったのが争点となった。過去の研究では、共栄圏に属する当該諸国の独立・自主の問題に日本がいかに対応したのが注目を集めてきたとい⁽⁸⁾ってよい。

しかし、大東亜共栄圏を一つの国際秩序としてみた場合、東南アジア諸国は秩序構造のなかで地理的かつ政策的に周縁に位置し、その中心ではない。しかも、東南アジア地域だけを注視しているのは、大東亜共栄圏下で日本が当該諸国に独立・自主を許与するかどうかという二項対立の問題に視野が限定され、共栄圏の全体構造を把握しにくい。むしろ共栄圏の中心にあったのは、「日本が最も信頼するに足る盟邦を爲し、東亜復興の前進基地を爲す」⁽⁹⁾と自任する満洲国である。それゆえ、大東亜共栄圏の構造的特質を正面から検討するためには、日満関係を、二国間限

りの「特殊盟約關係」として注目するだけでなく、共榮圏の全体構造のなかに置いて理解すべきである。それによつて、日滿關係に象徴されるような、主權国家システムとは性格の異なる國際秩序としての共榮圏の特質もみえてくるだろう。

さらに、滿洲国の対アジア外交の實際的活動は、日本が大東亜共榮圏のなかで滿洲国に与えようとした國際的役割のイメージと齟齬するものがある。そこに、日本が描いた共榮圏の理想像と圈内に存立する諸国家の集合体としての実像との差違がみえてくる。その差違の分析もまた、共榮圏の全体構造を把握することにつながる。本稿が滿洲国外交を通じて大東亜共榮圏を再評価する動機も、ここにある。逆にいえば、滿洲国外交を通じて形成される同国の国家的性格のなかにこそ、共榮圏の特質が反映されると筆者は考えている。

第一章 滿洲国建国初期の外交

滿洲国外交部次長下村信貞は、回国建国から一〇年以上が経過した一九四四年、建国以来の外交を回顧し、次のように述べている。⁽¹⁰⁾

過去十年間の滿洲國の外交を歴史的に見る時は、これを建國創業當時の基礎時代と康德五、六年以降の發展時代の二期に分けることが出来る。基礎時代に於ては日本との一體不可分關係の確立と世界各國に對する普遍的原則の宣明とがその基幹であり、發展時代に於ては日本に對する協力關係の強化と歐洲樞軸陣營及び東亞共榮圈諸國家への外交的飛躍とがその重點をなしてゐる。

満洲国最初の外交活動は建国直後の一九三二年三月一二日、「對外原則七箇條」を謝介石（当時、外交部総長）の名義で英米仏独ソ等一七か国の外交事務長官宛に伝達したことである。⁽¹¹⁾ その趣旨は、満洲国の対外方針が「排外思想を廢除し、門戸開放機會均等主義を認め、條約上の義務は國際慣例に照らして繼承すべきものは之を繼承する」⁽¹²⁾ ことにある旨を明らかにし、右の諸国に対して「正式外交關係の成立」⁽¹³⁾ を要望したものであった。

この「基礎時代」において満洲国を正式承認したのは、日本を除くと、中米のエルサルバドル（一九三四年三月承認）とローマ教皇庁（同年九月承認）だけである。前者は米国や國際連盟への対抗から、⁽¹⁴⁾ 後者はカトリック布教の目的から、⁽¹⁵⁾ 満洲国を承認した。しかし、大多数の国家は満洲国を承認しなかった。

諸外国からの承認を得られなかったことで、「基礎時代」の満洲国は、承認を求めるにさきだち、「先づ自國の獨立性の強化確立を目標」⁽¹⁶⁾ とした。この時代の満洲国外交は、「滿洲國ノ紹介宣傳」及び「通商ノ促進」⁽¹⁷⁾ のため、周辺諸国に満洲国の在外公館を開設して獨立・主權国家としての体裁を整えつつ、正式承認を得られないなかでも事実上の外交關係を構築することに努めた。たとえば、満洲国が対日外交以外で最重要視したのが、対ソ外交である。

満洲国は一九三二年七月、ハルビンに外交部北滿特派員公署を設置し、同地のソ連總領事との間で各種外交案件を折衝させた。⁽¹⁸⁾ その設置は、駐日満洲国大使館の前身である駐日代表公署の設置より三か月も早かった。その後、ソ連は同年八月にブラゴヴェシチェンスク、三三年二月にチタでの満洲国領事館開設を容認した。満洲国外交部は、この措置をもってソ連が「事實上滿洲國を承認せるに外ならず」⁽¹⁹⁾ とみなした。この時代の満ソ關係は比較的良好に経過し、三四年九月にアムール及びウスリー両河川に関する水路協定が、三五年三月に北鉄買取交渉がそれぞれ成

立した。⁽²⁰⁾

満洲国の在外公館が最も多く置かれたのは、当然ながら、日本（植民地下の朝鮮や台湾も含む）である。満洲国は、一九三三年五月に駐日代表公署を廃止して公使館を新設した。⁽²¹⁾この駐日満洲国公使館は一九三五年六月に大使館に昇格した。従前の日満関係は、日本は満洲国に大使を派遣しながら、満洲国の駐日代表は公使であるという不平等な状態に置かれていた。それは、もし満洲国の駐日代表が大使となれば、同大使が在京外交団首席を務める可能性が生じ、外交儀礼上の困難を伴うとの懸念を日本外務省が抱いていたからである。しかし、満洲国側は、「建國ノ大業モ着々進ミテ國礎愈堅キヲ加ヘ」、さらに同年四月の皇帝訪日によって「日滿不可分關係更ニ一段ト強化」されたことで、「廣ク内外ニ對シ獨立尊重ノ實ヲ發揮」したい、しかも中華民國の駐日公使館がすでに大使館に昇格しているにもかかわらず、満洲国が公使のままでは「體面上ヨリモ面白カラス」との理由をあげ、それと同等の待遇を日本側に要望したのであった。⁽²²⁾

満洲国は、駐日大使館以外にも、一九三四年一月に新義州領事館、一二月に駐日公使館商務參事官大阪辦公処及び門司名誉領事館をそれぞれ開設した。⁽²³⁾このうち、新義州には、多数の「滿洲國人」が居留し、その保護・監督のために領事館が設けられた。⁽²⁴⁾その開設以前は新義州に満洲国関係機関がなく、満洲事変勃発以降、これらの居留民は中華民國領事館の統制下に置かれていた。満洲国は、満朝国境付近の新義州において「斯ノ如キ事態ヲ看過スルコトハ滿洲國建設ノ爲極メテ有害」であるとし、他都市に先立って開設を進めた。三五年一二月には、新義州領事館の指導下に「新義州滿僑僑民會」も成立した。その設立大会には、満洲国外交部僑務科長代理も出席し、同国

政府として新義州の僑民保護とその福祉増進にあたる姿勢を明確にした。⁽²⁵⁾

このほか、満洲国が周辺諸国のなかでソ連とともに重視したのが、モンゴル人民共和国である。なぜなら、モンゴルは「我國五族の一たる蒙古民族をその國民の宗となし、宗教言語風俗を等しく」することのほか、「隣接國家として斯かる疎遠關係にあるのは親睦を旨とする我國對外政策に背馳」するからであった。⁽²⁶⁾ 滿蒙兩国は、一九三五年一月の国境紛争事件であるハルハ廟事件を契機に、同年六月から一二月までの三回にわたり、政府代表者間の會議を滿洲里で開催した。その席上、滿洲国側は、国境紛争処理及び国境線画定にむけて「中央代表機關の交換」とともに、「兩國親善關係の樹立」を求めた。しかし、モンゴル側は、滿洲里及びモンゴル国内のタムスクスムでの地方代表交換で十分であるとした。モンゴル側の主張の背景には、滿蒙国交樹立によってモンゴル国内に滿洲国の在外公館が設置されれば、それが事実上の関東軍特務機關と化すとのソ連側の危惧があつた。滿洲国側はこれに対し、「國際慣例上國家の基本的權利として例外なく認められたる使節交換等の交通權すらも承認を肯ぜず、之を通例の國家と認むる能はず」としてモンゴル側を非難し、會議は最終的に決裂した。⁽²⁷⁾

以上のように、建国当初の滿洲国外交は、その建国経緯のゆえに日本との間に「一體不可分關係」があるとされるものの、それ以外の國際的慣例に沿った外交に関しては、日本を含めた諸外国に対し、何か特異な活動を行なつたわけではない。独立・主權國家としての体制を整備しつつ、他国から承認を得られずとも事実上の外交關係を積み重ねるといふのは、滿洲国のみならず、誕生直後のすべての國家が展開するものだろう。下村がいうように、まさに滿洲国外交は「世界各國に對する普遍的原則の宣明」を行なつていたのである。

では、康徳五（一八九三）〜六（一九三九）年以降の「發展時代」において、満洲国外交の何が変化し、その対アジア外交はいかなるものであったのか。この点を、次章以降で検討しよう。

第二章 満洲国外務局の成立

康徳五〜六年頃における満洲国外交の一大変化は、同国を承認する国家が一挙に増えたことである。一九三七年一月のイタリアを皮切りに、翌月のスペイン（フランコ政権）、翌三八年二月のドイツなど、これ以降、計一八か国が満洲国を承認した。²⁸ その多くは、日中戦争勃発前後から世界が連合・枢軸両陣営に二分されるなかで、後者に属する国家だった。

一方、国際情勢の影響とともに、満洲国自身の内在的变化もまた、同国外交、とくにその対アジア外交に大きな影響を与えた。その契機が、一九三六年六月一〇日の「満洲國ニ於ケル日本臣民ノ居住及滿洲國ノ課税等ニ關スル日本國滿洲國間條約」及び翌三七年一月五日の「治外法權撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約」である。²⁹ 満洲国は前掲「對外原則七箇條」において、その建国以前に中華民國が諸外国と結んだ条約を順守すると宣言した。それゆえ、建国以降も、日本を含めた諸外国が満洲地方で有する治外法權等の諸權益を尊重した。しかし、建国の理想である五族協和に基づいて在満日本人が満洲国の「構成分子」となったにもかかわらず、日本人だけが満洲国内で特權を有するのは、「満洲國の健全なる發展を阻碍し民族協和、日滿和親の鞏化に支障を來す」との意見が生じ、前記の兩条約を締結した。³⁰

さらに満洲国政府は一九三六年七月一日、治外法権等の「第三國人に對する恩惠的措施を全廢すべき斷固たる方針を中外に宣言」した。諸外国が満洲国を承認しない以上、同国内で特權を享受する權利もまた無いとの主張である。この宣言をもって、満洲国は、建国当初の「列國との和親協調の對外政策」を轉換し、「毅然たる自主的態度を以て漸次對外關係の調整」に乗り出したのであった。⁽³¹⁾

治外法権撤廢問題の解決にあわせ、満洲国は一九三七年五月、行政機構改革を実施した。この改革によつて従来の外交部が廢止され、國務總理大臣直屬の外務局が創設された。すなわち、「外交に關する事項を司掌」する外務局を、「地方團體の一般的指導及び地方長官の一般的監督に關する事項を司掌」する内務局と並んで總理の直隸下に置き、「外交を國務總理大臣の直宰」とした。⁽³²⁾ 外交部廢止に關し、日本外務省は、「獨立機關トシテノ外務省ヲ有セサル」ことは問題であり、國際的慣例に照らして「國務總理カ外務大臣ヲ併セ稱スルカ如キ名稱ヲ存置スルコトハ絶對ニ必要ナリ」と主張した。しかし、改革をめぐつて満洲国総務庁と関東軍との間に合意が成立しており、外務省の意見は受け入れられなかつた。⁽³³⁾

ただし、この機構改革の眼目は、「國務總理ヲ中心トスル簡明直截ノ政治ヲ行ヒ得ル」ようにする一方、「地方ノ特殊化ヲ基礎トスル地方制度ノ刷新」を進める点にあつた。⁽³⁴⁾ 改革時に總理張景恵から發表された「改革大綱」⁽³⁵⁾によると、この改革は、「中央地方の聯繫を密ならしめ且地方行政機關の機能を強化し劃一主義の弊害を是正」すること、「地方自治を育成整備し行政、文化、經濟等の有機的綜合組織體としての内容を充實」させるものだった。したがつて、満洲国が建国の理想として掲げた「日滿一徳一心不可分關係の確立」や「民族協和の實現」⁽³⁶⁾等のうち、改

革の最優先事項は、治外法権撤廃問題と同じく、後者とそのための国内制度整備——つまり、外交機関の改組ではなく内務局の新設だったのである。実際、関東軍側は「本機構改正ハ地方省機構刷新第一義」とし、「要スレハ國務總理直轄ノ外交局（又ハ院）トスルモ可ナルモ機構改正上第二段カ可ナルヘシ」と考えていた。⁽³⁷⁾

では、満洲国外務局の新設は、前記の外交方針転換や行政機構改革による内政刷新といかに関連するのか。それを理解するためには、満洲国政府の背後にあつて、治外法権撤廃や行政機構改革を主導した関東軍「建国派」に焦点をあてねばならない。同派は、満洲事変勃発から満洲国建国までの過程において中心的役割を果たした板垣征四郎・石原莞爾・片倉衷らの軍人たちである。彼らは建国後間もなく、日本陸軍の派閥対立に影響され、いったんは関東軍の要職から離れた。それが、満洲国外交の「發展時代」にさきだち、板垣は一九三四年二月に関東軍参謀副長（三六年三月、参謀長に昇進）、片倉も陸軍省軍務局付対滿事務局勤務や同省軍務課満洲班長等の職務を経て三年三月に関東軍参謀、石原も同年九月に関東軍参謀副長として満洲に復帰した。⁽³⁸⁾

関東軍「建国派」が提唱する「満洲國指導精神」は、満洲国を「皇道聯合内ノ一獨立國家」として育成し、日滿両国間の「完全ナル不可分關係ヲ結成」するものだった。この「皇道聯合」とは、日本の天皇を中心とする国際的連合組織である。そのなかでの満洲国の存在は「天皇ノ御心ヲ奉戴セル皇帝ヲ中心トシテ一徳一心、畏クモ之ヲ日月ノ關係ニ擬」される独立国家であり、その育成をもって「國際的ニハ對外調整ニ資シ内的ニハ民心把握ヲ容易」にする⁽³⁹⁾とされた。また、「眞ノ意味ノ不可分」とは、「日本民族自カラ、事實問題トシテ萬般ニ介入」し、「各民族ノ先達トシテ渾然融合ノ實」をあげることである。それゆえ、日滿関係において「條約協定ハ簡易ヲ旨トシ運用ノ妙

ヲ發揮」することが重要であり、日本が「徒ニ外交的行政的干與ヲ行ハントスルカ如キコトハ之ヲ戒メ」るべきである。とくに、満洲国育成時に注意すべきなのは、次の二つの考え方である。一つは、国際的影響だけを考え、満洲国を「原有民族ノミノ獨立國家」とみなし、在満日本人を「アドバイザー」の地位に置き、「日本人ノ立場ヲ民族協和ヨリ游離」させることである。もう一つは、満洲国を「皇道聯合内ノ一獨立國家」とする意義が徹底されず、「國家トシテノ協力ト、民族トシテノ融合ヲ混同」し、満洲国を「保護國視」する思想である。⁽³⁹⁾

以上から考察すれば、満洲国外務局は、独立国家の外交活動を主管する外交機関というより、日本の対満政策と満洲国内の基層社会とを連結する媒体という性格を持っている。ここでいう「外務」は、ニコルソンが定義した「外交」の意味とは異なる。ニコルソンは「外交とは、交渉による国際関係の処理、大使や公使によってこれらの関係が調整される方式」⁽⁴⁰⁾と解釈した。もちろん、大・公使の役割が低下した現代社会にあつては、この定義のほかに、国家の対外政策の形成とその遂行の意味を加えるべきだろう。⁽⁴¹⁾しかし、満洲国の「外務」の意味は、それらとは違い、主権国家同士の関係処理ではなく、日本または日本人による「異種民族の統治」⁽⁴²⁾と解するほうがよい。つまり、「建国派」の考えでは、満洲国の日系官吏は「日本の或意味の政務官」であり、日本の外交官による対満外交の展開も「實質ナシ」とみなされていた。⁽⁴³⁾満洲国外務局が内務局とともに國務総理の直轄下にあるのも、そうした日満関係像の反映であつた。

さらに、片倉のその後の思想や行動も踏まえて「皇道聯合」の構造的特質を推察すれば、それは、アジア諸国の連合組織であり、各国家に「政治の獨立は與へ」⁽⁴⁴⁾られるものの、国家主権よりも民族の存在意義が重視され、国内

外に居住する諸民族が各自の特徴を活かしながら、日本人を中心に国家の枠組みを超えて精神的かつ物理的に連帯する、階層性を前提とした有機的共同体であった。片倉は日中戦争下の一九三八年五月、『新支那建設に關し日滿支朝野の再反省を促がす』と題する小冊子を出版した。ここでは、日本の「大陸經營の適性は適地適應主義に依つて取捨按配せられて始めて光彩を放つべし」と論じられたうえ、この「適地適應主義」を中国にあてはめ、日滿両国は不可分關係であるが、「日支關係は不可離の締盟國家」であり、「國際的には條約により規範せらるべき性質」である。「日本人は支那の構成分子に非らずして日本及日本人は指導援助の役割に置かるべき立場」であり、「支那大衆の最大關心事が、國家の主權或は道義觀、社會政治問題よりも經濟問題」にあるので、そのための指導・援助が必要であるとされた。⁽⁴⁶⁾一九四二年九月、片倉は第一五軍參謀に異動し、ビルマのパモー政權成立に關与した。その当時の片倉は、「東亞一般の建設は總論と各論とを用意し、日本の與ふべきもの、即ち道義性、各民族の尊重を用意す。國家意識と民族意識とに關し、その指導を適切にす。混同を避く⁽⁴⁷⁾」とし、「パモー一味の英米流的對等條約、完全獨立論」に反對した。⁽⁴⁸⁾

とはいえ、関東軍「建国派」の思想が、滿洲国内で全面的賛同を得ていたわけではない。滿洲国官吏の一部はそれに反對し、国家の存在意義を民族のそれよりも上位に置き、滿洲国をあくまでも獨立・主權國家として建設する考えを抱いていた。元滿洲国侍從武官・同国軍中将石丸志都磨は、次のように述べている。滿洲国建国以来「日滿兩國官民ノ大部ガ終局ノ完成ト過程ノ現象トヲ誤認シ建國ノ眞髓ト之ニ到達センカ爲メニ探ル一時ノ方便トヲ混同」しがちであるが、「民族協和ハ過程ニシテ終局ハ滿洲一民族化ノ完成」でなければならない。したがって、「關東軍

司令官ノ國政ニ關スル内面指導ノ如キ一時ノ方便」にすぎず、「其窮極ハ日本皇室ト特殊關係ヲ有スル現帝室ヲ無窮ニ仰キ日本語ヲ國語トスル新滿洲民族ヲ以テ構成スルニ至ラサルヘカラス先住スル滿、蒙、鮮、露民族ト等シク祖國日本ヨリ移動シ來レル日本民族亦是等ト一團ト成リテ新滿洲民族タラサルヘカラス」⁽⁴⁹⁾。

こうした國家觀に立脚するとき、日滿關係とそれを包有するアジア國際秩序のイメージは、滿洲國總務庁參事官毛利富一が次に述べるように描かれる。それは、東亜新秩序や大東亜共榮圈を英連邦に類似した國際組織に發展させる構想であつた。英連邦は、英國王を連邦の首長や統合の象徴として承認しつつ、英國からの移住者とその子孫が國民の中に含まれるカナダやオーストラリア等の諸國が対等の立場で形成する、緩やかな組織である。英連邦内の英本國と他國との關係は、あくまでも結束であり、支配・被支配の間柄にはない。⁽⁵⁰⁾ 滿洲國もまた、日本とともに「其ノ目的使命ヲ同シクシ共ニ相倚リ相援ケテ東亞建設ノ大業ヲ完成シ之ヲ維持シ其ノ平和ト國際關係ヲ指導センガ爲メニ生レ出タル國家」であり、「特ニ其ノ威力ノ根源ヲ大和民族ト同胞感ニ依ツテ相繋ガレタル新シキ民族國家」である。ゆえに、日滿兩國の「不可分一體ノ關係」は「永久不變」でなければならぬ。とはいへ、

其ノ關係ハ自然的自主的平等的ノモノデアラネバナラズ。強制的、抑壓的、片務的、從屬的ノモノデアツテハナラスノデアアル。何トナレバ強制、抑壓、片務、從屬ノ狀態ハ必ラズ其ノ内ニ反發破壞作用ヲ包藏シ永久的性質ニ缺グルモノデアアルカ。

即チ夫レハ印度ノ英國ニ於ケルガ如キモノデアツテハナラス。

寧ロカナダ、濠洲等白人主義英領トミニオンノ英本國ニ對スルガ如キ關係ニ於テ尙一層緊密性ヲ要請セラルベ

キモノデナケレバナラヌ右ノ如キ見地カラスレバ滿洲國ハ未ダ完成サレタ國家デハナイ。⁽⁵¹⁾

滿洲国外交官の多くは、同国誕生の歴史的意義を説くべく、西洋の「物質文明」「科學機械文明」に対抗し、「日滿の協調に依り東洋文化の再建が築かれる事」を強調した。⁽⁵²⁾このため、日本は「アジア大陸に對する文化的國策の樹立」が必要であり、日滿両国間でも「日滿官吏 日滿國民の精神的結合」⁽⁵³⁾が重要であるとした。しかし、そうした心理的連帯を一層深化させ、日滿両国の政治的結合・政策的連動につなげるのか。さらにはアジア全体のなかで國家の枠組みが相対化され、主権行使を限定した地域的共同体が形成されるのか。それとも、日滿両国、ひいては日本とアジア諸国との関係が、天皇を地域統合のための首長・象徴として仰ぎつつ、それがあくまでも精神的共鳴にとどまり、國家間の主権行使は制限されない、非階層的國家連合に發展する可能性があったのか。

以上の点は、滿洲国外交が「發展時代」に展開したアジア諸国への實際的活動を分析することにより、次章において説明したい。

第三章 滿洲国対アジア外交の諸相

アジアのなかで滿洲国をはじめて承認した國家は、日本の華北分離工作によって成立した冀東防共自治政府である(以下、冀東政權)。一九三五年十二月二五日の政權成立後、翌三六年一月一〇日、滿洲国外交部次長大橋忠一は通州を訪問した。⁽⁵⁴⁾大橋は同地で冀東政權政務長官殷汝耕らと会谈し、双方が「滿冀脩好協約」を締結することで合意した。この協約は、「滿洲國政府及び冀東防共自治政府は相互にその主權を確認」することなど十数か条を定めた

ものであった。⁽⁵⁵⁾ さらに同年四月一五日、冀東政權の「正式脩好使節」として外交処長池宗墨らが新京を訪問し、「滿冀兩國間の正式國交」を開くことで、両者の意見が一致した。⁽⁵⁶⁾

とはいえ、そもそも冀東政權の誕生に、日本のみならず、滿洲国も関与していた。そのきっかけは、板垣（当時、滿洲国軍政部最高顧問）の一九三四年八月二七日付「滿洲國ノ對支施策統制ニ關スル意見」⁽⁵⁷⁾である。それは、以下の内容をもつ。日本の大陸政策の基本は、欧米諸国をして「東洋ニ關スル容喙權ヲ拋棄」させることにあるが、中国はかえって「遠交近攻ノ策ヲ傳統」としている。こうした伝統的政策を中国に放棄させることは不可能なので、「支那ニ於ケル斯クノ如キ政權ノ存在ヲ否定スルノ實策ヲ講スルヲ以テ對支政策ノ基調」とせざるをえない。ゆえに、「滿洲國ノ對支施策ハ日本帝國ノ如上要求ニ協調」させるべきであり、その具体的実施のためには、滿洲国の「軍政部又ハ外交部ノ如キ常設機關ニ命スルヲ有利トス」。とくに、外交部の従来のは活動は「單ニ大亞細亞主義ノ宣怖ト云フニ止マリ」、労力や経費を濫用しているにすぎない。「此機會ニ於テ更ニ之ヲ積極的ニ導キ且無益ノ浪費ニ陥ラシメサル如ク指導スルノ要アリ」。

滿洲国外交部にあつて、板垣に呼応したのが、大橋だった。大橋は一九三五年九月一九日、のちに冀東政權稽查処長に就任する宮田天堂と会談した。宮田の回想によると、その席上、大橋は「殷汝耕と云ふ人が支那民族の自立と日滿提携と云ふ東洋平和の大使命から今度冀東に防共自治政權を樹立して死を賭してやることになつてゐる。就いては是非殷氏を扶けて働いてもらひたい」⁽⁵⁸⁾と依頼した。大橋は外務省在勤当時から、同省官吏のなかでは珍しく「政治家氣質を多分に持つている」⁽⁵⁹⁾といわれていた。彼自身も「規則を見て人を見ない、人を見て魂を見ない」

ことを「官僚の悪弊」として嫌っていた。⁽⁶⁰⁾大橋はまた、一九二〇年代にシアトルやロサンゼルス⁽⁶¹⁾の領事等として日移民問題への対応に苦慮した経験から、「吾等日本人は黄色人種⁽⁶²⁾の先覺者として今「ストラグル」奮闘の眞最中なのだ、何處迄彼等白人先驅者に追いつけるか、吾等は全力を擧げて走らねばならぬ」との人種対立論を抱いていた。満洲事変が勃発すると、その当時ハルビン総領事を務めていた大橋はいち早く関東軍への支持を表明し、東省特別区行政長官の地位にあった張景恵を説得して、その協力をとりつけた。それゆえ、満洲国建国後に外交部次長に就任した大橋に対し、関東軍「建国派」は、同人は「外交官ノ抛棄ヲ決意」し、「日滿共存共榮ヲ説クコト最モ熱心」にして「保護スヘキ人物」⁽⁶³⁾であるとして信頼を寄せていた。

冀東政權との修好關係を結んだ満洲国は、さらに一九三六年一月、徳王（ドムチョクドロブ）を指導者とする蒙古軍政府との間に常駐代表を交換した。⁽⁶⁴⁾同政府は翌三七年六月、冀東政權との間にも「防共協定及攻守同盟」⁽⁶⁵⁾を締結している。蒙古軍政府は日中戦争勃発後の三七年一〇月二八日、蒙古民族大会を開催し、蒙古聯盟自治政府と改称した。その頃、日本軍占領下のチャハル省及び山西省でも、三七年九月四日に張家口で察南自治政府が、一〇月一五日に大同で晋北自治政府がそれぞれ誕生した。三政府は地域的・政策的近接性から各政府代表が張家口に参集して蒙疆聯合自治委員會を結成した。徳王は三七年一二月二二日、同委員會の親善使節を率いて新京を訪問し、滿蒙双方が政府代表を交換することで合意した。満洲国側は三八年七月に駐蒙滿洲国代表部を張家口に、同代表部辦事処を綏遠にそれぞれ設置し、蒙疆側も八月に駐滿代表機關を新京に開設した。滿蒙双方の「善隣友好の特殊緊密關係」はその後も深まり、三九年九月、聯合委員會が蒙疆聯合自治政府（以下、蒙疆政權）に発展的解消を遂げる

と、満洲国は外務局長官蔡運升をその成立式典に参加させた。⁽⁶⁶⁾

日中戦争勃発後、いわゆる中国本土の日本軍占領地域でも、一九三七年二月に北京で中華民国臨時政府が、翌三八年三月に上海で中華民国維新政府が成立した。満洲国は、これらの政権とも代表を交換した。臨時政府に対しては、三八年七月に北京に通商代表部を、天津及び濟南に同代表部辦事処を設置し、維新政府に対しては、三九年三月に上海通商代表部を、同年六月に南京に同代表部辦事処を開設した。一方、臨時・維新両政府もこれに呼応し、新京に通商代表部をそれぞれ設置した。⁽⁶⁷⁾

ただし、満洲国と右の両政府との関係は、冀東政權（三八年二月に臨時政府に吸収）との関係と異なり、通商代表の交換だけで、「正式之承認關係」⁽⁶⁸⁾に至らなかつた。これは、関東軍及び満洲国政府が、中国将来の統治体制は「聯邦體制と分治合作體制とを以て最適となす」⁽⁶⁹⁾と考えたからだろう。それは、上記の各政府が自治を行ないつつ、中央政府の統制に服し、主要権限をそこに委譲する体制である。ゆえに、中華民国に新中央政府ができるまで、満洲国は両政府への承認を控えたものと思われる。

満洲国と中華民国とが正式承認を交わすのは、汪兆銘政權（以下、南京政府）が成立し、一九四〇年一月三〇日、日華基本条約と同時に日滿華共同宣言が締結されてからである。この宣言は、「三國相互ニ其ノ本然ノ特質ヲ尊重シ東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スルノ共同ノ理想ノ下ニ善隣トシテ緊密ニ相提携シ以テ東亞ニ於ケル恆久的平和ノ樞軸ヲ形成シ之ヲ核心トシテ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ希望」すると前文で述べている。そして、日滿華三國は「相互ニ其ノ主權及領土ヲ尊重ス」との第一条、三國は「互恵ヲ基調トスル三國間ノ一般提携就中善隣友

好、共同防共、經濟提携」を實行するとの第二条、三国は宣言の趣旨に基づいて速やかに約定を締結するとの第三条の計三つを定めていた。⁽⁷⁰⁾ 滿洲国は、共同宣言案の協議とその調印のため、同國參議臧式毅・外務局長官章煥章らを南京に派遣した。この協議の席上、韋は汪に対し、宣言調印後は滿華兩國間に「一日モ早ク使節ノ交換ガ實現サレンコトヲ希望ス」と述べた。⁽⁷¹⁾

汪兆銘は南京政府成立にさきだち、一九三九年六月に來日して首相近衛文麿をはじめとする日本政府主要閣僚との會談を行なっていた。そのさい、汪は同月一日及び一五日の二度にわたり、近衛内閣の陸相を務めていた板垣と會談した。その席上、板垣が滿洲国承認問題を取りあげると、汪は「日本と和平を志す以上滿洲國は承認の外はないと深く覺悟をして居る」と答えた。⁽⁷²⁾ その後、日本政府は、日華基本條約締結とともに、滿洲事變勃發以來の懸案事項である、中華民國による「滿洲國承認問題ヲ解決セントスル方針」⁽⁷³⁾を決定し、日滿華共同宣言の調印に至ったのであった。

共同宣言調印後、滿華兩國は正式に外交使節を交換した。一九四一年一月、滿洲国実業部大臣・同民生部大臣等を歴任した呂榮寰が初代駐華滿洲国大使に就任し、⁽⁷⁴⁾ 南京政府も翌二月、維新政府外交部次長等を務めた廉隅を初代駐滿大使に任命した。⁽⁷⁵⁾ 滿洲国は大使派遣に伴って在華外交機關の拡充も行ない、同年一〇月二二日、北京大使館、上海・天津兩総領事館、濟南領事館を一斉に開設した。このうち、北京大使館は「我國と特殊關係がある華北政務委員會（南京政府成立とともに臨時政府を改組——括弧内は、樋口補注、以下同）との聯絡」にあたるものとされた。⁽⁷⁶⁾ なお、南京政府の駐滿大使館開設とともに臨時・維新兩政府の各通商代表部は閉鎖された。⁽⁷⁷⁾

日中戦争下の満華関係の特質は、次の二点である。第一に、それは、相手国の主権を相互承認する国家同士の間等関係である。もともと南京政府は日本に対し、政府成立にあたって日本が「中國主權尊重の原則」を認めるよう求めていた。⁽⁷⁸⁾日滿華共同宣言の第一条は、南京政府のこうした要望に配慮し、「日滿間ニハ必要ナキモ中國ノ参加スル三國間ノ宣言ナルヲ以テ之ヲ規定スルノ意義アル」として設けられていた。宣言の前文もまた、同様の観点から当初の案文に変更が加えられた。日華基本条約及び共同宣言の案文は、一九四〇年三月一九日の興亜院會議決定で、興亜院政務部長を委員長とし、陸軍省軍務局軍務課長・海軍省軍務局第一課長・外務省東亜局第一課長らを委員とする「日支條約對策委員會」で協議・作成することが決められた。⁽⁸⁰⁾これにあわせて興亜院内で立案されたと思われる宣言案は、日滿華三国は「東亞永遠ノ平和ト東亞民族最大ノ榮譽ノタメニ、完全ナル國家意思ノ一致ニ依リ茲ニ宣言ス」との文言ではじまり、「日滿支ヲ通スル各民族ノ道德、文化、經濟ノ全生活ノ運命共同體」の形成をはかると謳っていた。それは、三国の連合組織としての国際秩序というより、それらの国家主権を相対化した「民族生活秩序」の実現をめざしていた。しかし、一九四〇年六月一二日の興亜院會議決定「日滿支共同宣言案要綱(案)」では、前文が「三國ガ緊密ニ相提携シテ道義ニ立脚スル東亞ノ新秩序ヲ確立シ以テ永遠ノ平和ヲ保持セン」とされ、主権の相対化に関する表現が後退している。最終的に決定された前文は、この「要綱」を踏まえて作成されたと思われる。

したがって、南京政府は満洲国に対し、中国の国家主権を認めることはもちろん、同国が日本に向かつても独立・主権国家の立場で対等外交を展開するよう要望した。共同宣言案をめぐる三国間協議のなかで、徐良は韋煥章に對

し、「中華民國ノ外交政策ハ由來獨立自由平等互助ヲ以テ其ノ原則トナシ來リタル處今ヤ滿洲國ガ獨立自由ノ精神ヲ發揮シ能ク新國家ヲ創造シ然モ情勢上中日兩國ト平等互助ノ必要ヲ有スルニ至リ中華民國政府ハ之ニ對シテ同情ヲ表シ今後相互ニ誠意ヲ以テ協同シ永久ニ提携スベ⁽⁸³⁾」きであると述べていた。

ここで注目されるのが、東亜新秩序・大東亜共榮圏下での國際關係の進展にあわせ、滿洲國が外交機關の再改組を行なった点である。滿洲國政府は一九四二年四月、「我國外交陣容を増強⁽⁸⁴⁾」するとの名目で、外務局を廃止して外交部を復活し、同部大臣に外交事務全般を總掌させることにした。四三年九月、外交部次長から駐華滿洲國公使に転任した三浦武美が南京赴任時に發表した談話によると、同人の三年間の次長在任中「滿洲國の外交は飛躍的に強化され、外務局が外交部に昇格したことで、軸心國家との國交はますます鞏固になつた⁽⁸⁵⁾」とし、その復活の効果を自賛している。ただし、外務局及び外交部の内部機構を比較すると、両者間に大差はなく、むしろ「積極的重點主義」をとるとの理由から業務集中・部署削減が行なわれている⁽⁸⁶⁾。設立当時の外務局は官房・政務處・調査處の三部署から構成されていたが、四一年一月に總務處及び政務處の二部署制になり、さらに外交部復活とともに官房及び政務司の二部署制となつた⁽⁸⁸⁾。外務局總務處及び外交部大臣官房はともに庶務・文書・交際の三科から構成されているので、両者は事実上同じものである。ゆえに、外務局から外交部への再改組は、滿洲國の外交政策刷新を伴うというよりも、「外交部」の名称を復活させ、外交主務長官が外交を管掌するという主權國家システムの國際的慣例に則り、滿洲國と諸外國との外交關係を円滑に進捗させようとする狙いがあつたと推察される。

滿華關係の第二の特質は、外交の実務レベルにおいて兩國の交流は活発とはいえず、むしろ滿洲國と華北政務委

員会及び蒙疆政権との交流のほうが盛んだった点である。満洲国と「唇齒關係」があると考えられた華北との間には、日華基本条約締結前の一九四〇年三月、同国民生部と臨時政府内政部との間で「滿華百斯篤及虎列防疫暫行約定」⁽⁸⁹⁾が締結されるなど、独自の関係があった。そして、南京政府成立後も、華北政務委員会委員長王克敏が四三年一月に訪滿するなど、その関係が継続した。⁽⁹⁰⁾

南京政府から「高度自治」を認められていた蒙疆政権でも、徳王が前記の親善使節も含めて計三度の訪滿をするなど、対滿接近政策を展開した。⁽⁹¹⁾一方、徳王は、満洲国の独立を承認しながら蒙疆の独立を否認する南京政府に対し反感を抱いていた。蒙疆政権の警察機能拡充を名目に南京政府の許可なく軍隊増設を企てる徳王に対し、その行動に制限を加えるよう汪が日本に依頼するほどであった。⁽⁹²⁾

さらに、朝鮮・満洲・華北・蒙疆の「大陸接壤地域間の交通、産業、經濟の綜合運營」をはかるための「大陸聯絡會議」が一九四二年四月から四三年一〇月にかけて計四回行われた。⁽⁹³⁾このうち、第一回會議が大連で開催されて以降、北京・京城・新京の順番で開催地を持ちまわった。華北・蒙疆のこうした対滿自主外交ともいべき活動は、日滿華共同宣言が「精神結合的表現」⁽⁹⁴⁾と評価されながら、文字通り、それが滿華の精神的結合にとどまり、物理的結合については、満洲地方を含めた中国大陸内に関するかぎり、むしろ中央政府よりも下級の地域政権同士のあるいはそれを相手とする結びつきのほうが強かったことを示唆している。逆にいえば、滿華關係は、下村が「滿華兩國は日本を中心とする東亞の兩翼として不可分の共同體的關係」⁽⁹⁵⁾と述べたように、東亞新秩序・大東亞共榮圏での連合組織形成のための象徴的役割としての意義が強かったと思われる。

一九四一年一二月の太平洋戦争勃発に前後して、満洲国は東南アジア諸国からも相次いで承認を受けた。このうち、タイとの間には、一九四一年八月五日に正式国交を開いた。⁽⁹⁶⁾その後、満洲国は四三年八月二日にビルマ、一月一五日にフィリピン、一月一日に自由インド仮政府を承認した。⁽⁹⁷⁾満洲国の在外公館も、タイ及びビルマでの設置が進められた。満洲国駐タイ公使館は四二年夏頃に開設されたようであるが、満洲国は当初、公使以下一七名もの人員を派遣しようとした。しかし、駐日タイ大使館でさえ大使以下六名を数えるに過ぎず、日本外務省から満洲国に対し、満泰両国の均衡を保つべく、派遣人数を削減するよう求められた。⁽⁹⁸⁾また、駐ビルマ満洲国公使は駐タイ公使が兼務したが、満洲国はヤンゴンに公使館事務所を開設しようとした。しかし、ビルマ方面の戦況が不安定なことを理由に、これも日本側から開設を留保された。⁽⁹⁹⁾

太平洋戦争期、満洲国が東南アジアに向かって積極外交を展開する一方、日本の戦線が南方に伸び、大東亜共栄圏の区域も拡大するなかで、圏内の満洲国の存在意義は低下した。欧米の植民地下にあった「南方圏の大東亜復帰後、満洲国の重要性はいささか軽視されているようである」⁽¹⁰⁰⁾と懸念される状況が生まれたのである。そうしたなか、満洲国は、「我國の民族協和は、實に大東亜各國の共存共榮方式であり、すでにその先驅的使命を完成させた」とする共栄圏内のモデル国家としての意識よりも、「戰略的價值としての「北邊鎮護」と兵站任務としての「産業開發」の二大工作」⁽¹⁰¹⁾を圏内で担当しているとの自己イメージを描くようになった。南京政府の駐滿大使陳濟成（四三年二月着任）もまた、南京政府の参戦二周年にあたる四五年一月九日のラジオ演説のなかで、「貴國は今日、すでに大東亜戦争後方の有力基地の一つである」⁽¹⁰²⁾と述べている。すなわち、満洲国は、日本の戦争遂行のための兵站基地的役割

を担いつつも、いわば「脱日本のための日本化」⁽¹⁰⁵⁾というべき姿勢をとり、共栄圏内全体のなかでの対外的発言力を高めることによって、国家主権の完整をめざしたのである。満洲国があつてこそ、日本は、東亜新秩序、さらには大東亜共栄圏を統合するための理念を研磨することができた。しかし、共栄圏の範囲が拡大するにつれ、満洲国は「全東亜之模範」⁽¹⁰⁴⁾としての役目を終え、圏内の一独立国家として自他ともに認識されるようになったともいえよう。

おわりに

満洲国の対アジア外交から大東亜共栄圏の構造的特質をみると、それは、二つの要素を兼ね備えていた。一方は、日本が理想とする、アジア諸国が日本を中心として国家主権を相対化しながら結合する階層的地域共同体を構築する動き、他方は、日本以外の共栄圏構成国が希望する、独立・主権国家の連合組織としての国際社会を形成する動きである。これらは、一見すると、共栄圏の様態をめぐる理想と現実、または日本と他国との対立にみえる。しかし、二つの要素は相互補完的であつた。そもそも共栄圏内の諸国は、日本の後援がなければ、その成立さえ困難であつた。それらの国家が日本の「傀儡」とされるのは、何よりも、日本の支持があつてはじめて対内主権を行ってきたことに求められよう。しかし、彼らは、対内主権をめぐる脆弱性を、対外主権の行使によって挽回しようとした。国家として相互承認し、かつ使節を交換しあうことで、彼らは独立・主権国家としての体裁を外交面から整えた。そして、満洲国が日滿の「一徳一心」を強調したように、彼らは最終的に日本本国との結びつきを強め、ひいては天皇を共栄圏統合の首長・象徴として仰ぐことにより、国家の成立に直接関与した関東軍等の現地軍を

え、対内主権をも完整させようと努力した。片倉は関東軍在勤時代、満洲国を日滿一体の「不可分の獨立国」とする彼自身の主張に対抗し、獨立国家としての側面を強調する同国日系官吏の動きを「満洲獨善主義」⁽¹⁰⁵⁾と非難した。さらにビルマ駐屯当時も、バモー政権の同様の動きを「中央依存主義」⁽¹⁰⁶⁾として批判した。

満洲国は、大東亜共栄圏の特質をめぐる右の二重性が最も如実に反映された国家だった。満洲国は建国当初、日本の対アジア政策の理想像を体現するモデル国家としての性格を求められた。それは、「満洲國內の各民族が、もし民族協和の眞價を實現できれば、同じ民族を包含する東亞各國の民族も、次第に互相扶助・互謀繁榮の組織を持つことができるだろう」⁽¹⁰⁷⁾というモデルである。しかし、満洲国のなかにも、前記の日系官吏のように、民族協和の理念をもう一步推し進め、日本人を含めた在滿諸民族が渾然一体化した「満洲国民」を創出し、日本本国と精神的に同調しながらも、物理的側面の権力行使について独自の意思をもち、対日関係でも対等性を有する獨立・主権国家を確立しようとする動きがあった。そして、東亞新秩序から大東亜共栄圏へと地域的範圍が拡大するにつれ、域内諸国から相次いで承認を受けるようになった満洲国は、モデル国家としての存在意義を喪失する反面、獨立・主権国家としての性格を色濃くするようになったのである。

本稿の記述を踏まえて誤解を恐れずにいえば、大東亜共栄圏は、朝貢システムなどといわれる、アジア前近代の階層的国際秩序と第二次世界大戦後のアジアに定着した非階層的な主権国家システムとの橋渡し役を結果的に果たした。では、共栄圏崩壊直前にあらわれた主権国家システムの萌芽と戦後アジア国際秩序とはいかに連続または断絶するののか、ヨーロッパの主権国家システムは国民国家の集合体であるが、アジアのそれも同様の性格を持つのか、

それともアジア特有の性質があるのか。これらの問いに対する解答は、大戦終結とともに消滅した満洲国に注目しては、残念ながら、得られない。むしろ、戦中期の「対日協力者」「解放者」「指導者」となった東南アジア諸国の戦後国際秩序への参画に向けた動きに注目するほかはない。ひとまずは擱筆し、別稿を準備することにしよう。

註

- (1) 小濱繁『満洲國外交十年史』(大学書房、一九四二年)二頁。なお、小濱は当時、満洲国外交部大臣官房勤務の事務官である。
- (2) H・ニコルソン著、斎藤眞・深谷満雄訳『外交』(東京大学出版会、一九六八年)一二二～一二六頁。
- (3) ヘドリー・ブル著、白杵英二訳『国際社会論——アナ・キカル・ソサイエティ』(岩波書店、二〇〇〇年)九～二二頁。
- (4) 謝介石「訪日に際し所感を述ぶ」、『外交時報』第七二八号、一九三五年。
- (5) 満洲国外交の概括については、塚瀬進『満洲国——民族協和の実像』(吉川弘文館、一九九八年)一三九～一六五頁を参照。満洲国の独自性を重んじて同国の具体的外交活動を考察した研究に、森田光博「満洲国」の対ヨーロッパ外交」(一)(二・完)『成城法学』第七五～七六号、二〇〇七年)、拙稿「満洲国「建国神廟」創設をめぐる政治過程」(『東洋学報』第九三巻第一号、二〇一一年)がある。また、満洲国の外政機構とその人事を分析した研究に、中見立夫「満洲国の「外務省」——その組織と人事」(江夏由樹他編『近代中国東北地域史研究の新視角』山川出版社、二〇〇五年)がある。
- (6) 本稿でいうアジア諸国とは、アジア域内で排他的主権を有する独立国家だけでなく、中国の汪兆銘政権やビルマのパモー政権など、一九三〇～四〇年代に日本の影響下に誕生した親日政権をも含む。
- (7) 日本政治問題調査所行政調査部編『満洲行政經濟年報 昭和十八年』(一九四三年)四一～四二頁。

- (8) 日本による東南アジア諸国への独立・自治の許与という問題から大東亜共栄圏の特質を分析した近年の研究に、波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』（東京大学出版会、一九九六年）、河西晃祐『帝国日本の拡張と崩壊——「大東亜共栄圏」への歴史的展開』（法政大学出版局、二〇一二年）がある。また、大東亜共栄圏を経済圏構想の一つとして理解した研究に、安達宏昭『「大東亜共栄圏」の経済構想——圏内産業と大東亜建設審議会』（吉川弘文館、二〇一三年）がある。このほか、大東亜共栄圏の秩序としての性格は、日本と東南アジア諸国との相互作用のなから、流動性をもちつつ、定まっていたとする英文の研究に、Jeremy A. Vellen, *The Greater East Asia Co-Prosperty Sphere: When Total Empire Met Total War*, Cornell University Press, 2019, がある。
- (9) 一九四一年二月、満洲国外務局総務処長何春魁「康徳八年我國外交之回顧」、初国卿編『偽満洲國期刊匯編 三 國際時報』（線装書局、二〇一〇年）第一巻所収の外務局編『國際時報』第五卷一二号。以下、『國際時報』所収史料については、これを『時報』一一一九四一—五一—二二』のように略記する。なお、『國際時報』の前身である外交部、通商司編『國際通商時報』（前掲『偽満洲國期刊匯編 三』収録）は、『通商時報』と略記する。
- (10) 下村信貞「満洲國の外交とその使命」、満洲産業調査会編『満洲國政指導綜覧 康徳十一年度版』（一九四四年）三六七頁。
- (11) 國務院総務庁情報処編『満洲國大系（日文） 第三十一輯 外交』（一九三六年）五頁。
- (12) 外交部宣化司長川崎寅雄「建國以降に於ける外交關係概況」三頁、國務院総務庁情報処編『満洲國大系（日文） 第二十二輯 外交（康徳元年度版）』（一九三五年）三頁。
- (13) 前掲註（1）小濱書、二五—二六頁。
- (14) 飯島みどり「ある「親日国」の誕生——「満洲国」問題と一九三〇年代エル・サルバドル外交の意図（その一）」、『岐阜大学教養部研究報告』第三二号、一九九五年。
- (15) 前掲註（5）塚瀬書、一五—二頁。
- (16) 川崎寅雄「覚書」、国会図書館憲政資料室蔵「川崎寅雄關係文書」三一—三三。
- (17) 一九四〇年四月、外務局次長田代重徳発給総務長官星野直樹宛外交秘第二二七号、外務省外交史料館蔵外務省記録「在本邦各國公館關係雜件 満洲國ノ部」（以下、『満洲國ノ部』と略記）。
- (18) 前掲註（1）小濱書、一六一頁。

- (19) 謝介石「滿洲國の外交經過」、國務院總務庁情報処編『滿洲國大系(日文) 第十一輯 外交』(一九三四年) 一三頁。
- (20) 前掲註(11)『滿洲國大系(日文) 第三十一輯』二五頁。
- (21) 滿洲帝國政府編『滿洲建國十年史』(原書房、一九六九年) 八八頁。
- (22) 一九三五年五月二〇日、駐滿大使南次郎發外相広田弘毅宛第四八一号、前掲註(17)『滿洲國ノ部』。
- (23) 前掲註(12)『滿洲國大系(日文) 第二十二輯』二五頁。このほか、京城と新潟にも滿洲國の名譽領事館が後日設置された(前掲註(21)『滿洲建國十年史』八八〜八九頁)。
- (24) 一九三四年七月四日、駐滿大使菱刈隆發広田宛第八六五号、前掲註(17)『滿洲國ノ部』。
- (25) 『通商時報』二一九三五一三三・三四(通卷)、一四〇〜一五頁。
- (26) 國務院總務庁情報処編『滿洲建國五年小史』(一九三七年) 二五五頁。
- (27) 『滿蒙會議決裂』、日本國際協會編『國際知識』第一六卷二号、一九三六年。なお、滿洲里會議に関する專論とし

- てマンダフ・アリウンサイハン「滿洲里會議に関する一考察」(『一橋論叢』第二三四卷第二号、二〇〇五年)がある。それによると、この會議の席上、滿洲國が国境処理問題の解決にとどまらず、秩序關係樹立を求めて強硬姿勢をとったことがモンゴル側の反発を招き、決裂に至ったという。また、滿蒙国境画定交渉は一九四一年一〇月一五日、滿蒙両全權代表がハルビンで会合のうえ、諸文書に調印し、さらに共同声明を發表したことで、妥結した(前掲註(1)小濱書、二二八頁)。
- (28) 前掲註(5)塚瀬書、一五一〜一五四頁。
- (29) 前掲註(21)『滿洲建國十年史』八九〜九〇頁。
- (30) 前掲註(1)小濱書、一二五頁。
- (31) 前掲註(1)小濱書、八四頁、一二二〜一三六頁。
- (32) 前掲註(21)『滿洲建國十年史』二二九頁。
- (33) 一九三七年三月一七日、駐滿大使植田謙吉發外相佐藤尚武宛第一八八号、外務省記録「諸外國官制關係雜件」第一卷、同年四月一日、植田發佐藤宛第一九二号、同上。
- (34) 陸軍省軍務課「自昭和七年三月至昭和十二年三月滿洲國關係重要事項記録」、憲政資料室蔵「片倉衷關係文書」R一五一〜二四八。
- (35) 前掲註(21)『滿洲建國十年史』二二八頁。

- (36) 一九三八年九月、滿^マ洲^コ國務院總務庁「滿洲國政治組織の概況」、『偕行社記事』第七六八号。
- (37) 辻正信(当時、関東軍參謀部付)宛片倉書翰控、「書翰控」、前掲註(34)「片倉衷關係文書」R八一—一九七。
- (38) 前掲註(5) 拙稿。
- (39) 前掲註(34)「滿洲國關係重要事項記録」。
- (40) 前掲註(2) ニコルソン書、七頁。
- (41) 前掲註(3) プル書、二〇三頁。
- (42) 一九三四年八月二日、阪谷希一(当時、滿洲國協和會中央事務局次長)宛片倉書翰控、「書翰控」、前掲註(34)「片倉衷關係文書」R八一—一九六。
- (43) 一九三六年九月一日、石原莞爾宛片倉書翰控、「書翰控」、同上、R八一—二〇〇。
- (44) 片倉衷「ビルマ戰陣隨錄」(同上、R九六一—一三〇六) 一九四二年九月三〇日条。
- (45) 本稿で「精神的」「物理的」という言葉を用いるとき、権力に関するC・E・メリアムの次の定義を参考にしてゐる。「権力の常套手段は、信仰せらるべきさまさまなもの、すなわちクレデントと、讚嘆せらるべきさまさまなもの、すなわちミランダとで自分を飾りたてることである。いかなる権力といえども、物理的な力に依存するだけでは自己を維持することはできない。……正義をつくり出す力は、たんなる腕力とは異なつた力でなければならぬ」(C・E・メリアム著、斎藤眞・有賀弘訳「政治権力——その構造と技術」(東京大学出版会、一九七三年)上、一四七頁)。
- (46) 東一郎「新支那建設に關し日滿支朝野の再反省を促がす」(滿洲評論社、一九三八年)五—二二頁。なお、「東一郎」は片倉のペンネームで、本書は、「片倉衷關係文書」(R一五—二六五)にも収録されている。
- (47) 前掲註(44)に同じ。
- (48) 前掲註(44)片倉「ビルマ戰陣隨錄」一九四三年六月一七日条。
- (49) 石丸志都磨「滿洲國々政刷新ニ關スル緊急綱目」、憲政資料室藏「石丸志都磨關係文書」四八。
- (50) 岩波講座「現代」別卷2「各国別世界の現勢2」(岩波書店、一九六四年)II、四二八—四二九頁。
- (51) 一九三九年一〇月五日、毛利富一「日滿兩國一體不可分關係ノ定立方策」、憲政資料室藏「眞崎甚三郎文書」R六七—二二七七。
- (52) 川崎寅雄「ラジオ放送原稿ノート」、前掲註(16)「川崎寅雄關係文書」三一六。このほか、何春魁も一九四〇年四月八日の新潟での講演のなかで、次のように述べている。

- 「普通の國際關係は大體物質に立脚して考へられる」が、
 「滿洲國と日本との關係は普通の國際的關係でなく還元され
 ない、別れがたい關係であります。つまり普通の國際關係
 でないと申しますと普通の國際的關係は大體物質に立脚し
 て考へられるのであります。つまり甲の國から乙の國に物
 質の利益を與へればどうしても乙の國もそれだけの利益を
 得なければならぬのであります。併し滿洲國と日本との關
 係はこの物質關係を超越した、精神的な關係であります」
 「何春魁「滿洲國の内政と外交」、日本電報通信社編『日滿
 一體の姿』(一九四〇年)三六七頁。
 (53) 前掲註(16)に同じ。
 (54) この時期の冀東政權の對滿外交は、広中一成『冀東政
 權と日中關係』(汲古書院、二〇一七年)七五〜一〇〇頁を
 参照。
 (55) 「滿洲國・冀東政府脩好」、前掲註(27)『國際知識』第
 一六卷二号。
 (56) 『外交時報』第七五四号(一九三六年五月)一九二〜一
 九三頁。
 (57) 防衛省防衛研究所圖書館(以下、防研)蔵「昭和九年
 陸滿密綴」第一七号。
 (58) 宮田天堂『冀東政權大祕録通州事件一週年を迎へて』

- (宮田天堂、一九三八年)三〜四頁。
 (59) 三島延夫「哈爾濱總領事大橋忠二小論」、『新天地』第
 一一年一、二号、一九三一年。
 (60) 大橋忠二「遙かに祖國に寄す」、『文藝春秋』第一六卷
 一、二号、一九三八年。
 (61) 大橋忠二「米國より見たる日本及び日本人(二)」、『ア
 カツキ』第四卷六号、一九二九年。
 (62) 大橋忠二「亞細亞の運命と民族協和」、治安部參謀司第
 二課編『鐵心』一九三八年七月号。
 (63) 一九三三年八月、片倉衷「申送事項」、「書翰控」、前掲
 註(34)『片倉衷關係文書』R七七一〜一九〇。
 (64) 前掲註(1)小濱書、二二九頁。
 (65) 一九三七年六月二五日「太原綏署呈報德王與殷汝耕所
 訂防共協定及攻守同盟内容之有電」、泰孝儀主編『中華民國
 重要史料初編——對日抗戰時期 第六編 傀儡組織』(中國
 國民黨中央委員會党史委員會、一九八一年。以下、「傀儡組
 織」と略記)第二冊、二二〇頁。
 (66) 前掲註(1)小濱書、二三三〜二三四頁。
 (67) 前掲註(1)小濱書、二三〇〜二三二頁。
 (68) 「滿洲國與華北之關係」、『時報』六一一九四〇—四一
 二。

- (69) 「中華民國政府聯合委員會成立」、『時報』三一—一九三八—二一〇。
- (70) 外務省編『日本外交文書 日中戦争』第二冊(外務省、二〇一一年)、第五八四文書。
- (71) 一九四〇年一月九日、駐華日本大使館參事官日高信六郎發外務省條約局長松本俊一宛電報、前掲註(70)『日本外交文書 日中戦争』第二冊、第五八一—文書。
- (72) 一九三九年六月一日「板垣陸相、汪會談要領」、六月一日「板垣陸相、汪第二次會談要領」、外務省記錄「支那事變關係一件」第六卷。影佐禎昭「曾走路我記」、白井勝美編『現代史資料13 日中戦争5』(みすず書房、一九六六年)三七—頁。
- (73) 一九四〇年六月一日、陸軍次官阿南惟幾發閱東軍參謀長飯村穰宛陸滿密第五六二二号、防研蔵「昭和十五年 陸滿密大日記」第一九冊。
- (74) 「我駐華大使捧呈國書」、『時報』九—一九四一—五—五。
- (75) 「廉大使捧呈國書」、同右。
- (76) 「政府擴充駐華外交機關」、『時報』一〇—一九四一—五—一一。
- (77) 「林耕宇代表歸國」、『時報』七—一九四〇—四—四。
- (78) 「林代表離滿歸國」、『時報』九—一九四一—五—一六。
- (79) 一九三九年二月八日、梅機閣「中國主權尊重原則 其他中國側希望申入に對する日支間文書往復經緯」、前掲註(72)『現代史資料13』三—六頁。
- (80) 前掲註(71)に同じ。
- (81) 一九四〇年三月十九日、興亜院會議決定「日支新條約ニ關スル件」、外務省記錄「支那事變關係一件」第二七卷。
- (82) 「大日本帝國、滿洲帝國及中華民國ノ共同宣言案」、憲政資料室蔵「毛里英於菟關係文書」八〇。この史料の作成者・作成時期は不明であるが、毛里は一九三八年二月から四一年五月まで興亜院經濟部第一課長を務めている。
- (83) 前掲註(70)『日本外交文書 日中戦争』第二冊、第五七〇文書。
- (84) 一九四〇年二月、阿部信行「日華條約締結ニ關スル復命報告書」、前掲註(70)『日本外交文書 日中戦争』第二冊、第五八六文書。
- (85) 「外務局廢止新設外交部」、『時報』一一—一九四二—六—一五。
- (86) 「政府派三浦外次爲駐南京公使」、『時報』一三—一九四二—七—一九。
- (87) 「外務局機構改革」、『時報』九—一九四二—五—一。た

だし、外交機関改組とともに機関自体の規模が縮小したわけではない。外交部復活とともに大臣官房勤務の参事官を二人から四人に倍増するなど、人員拡大が行われている（一九四二年四月十四日、駐滿大使梅津美治郎発外相東郷重徳宛第三〇二号、外務省記録「諸外國官制關係雜件」第五卷）。

(87) 前掲註(21)『滿洲建國十年史』一二九頁。

(88) 國務院法制局編『滿洲國法令輯覽』(滿洲行政学会、一九四二年度版)第一卷、三八〇―四〇頁。

(89) 『滿華締訂防疫協定』、『時報』七一―一九四〇―四一五。

(90) 「華北王委員長訪滿」、『時報』一四―一九四三―七一〇。

(91) ドムチヨクドロプ著、森久男訳「徳王自伝―モンゴル再興の夢と挫折」(岩波書店、一九九四年)二五七―二七〇頁。

(92) 一九四四年五月一六日「傳作儀呈報汪逆建議日方限制徳王擴軍及偽蒙軍與蒙綏附屬行政區武力改編爲地方軍等情景之葉電」、前掲註(65)『傀儡組織』第二冊、二五七頁。

(93) 「大陸聯絡會議開幕」、『時報』一四―一九四三―七一〇。

(94) 外務局交際科長施肇和「二年來之外交」、『時報』一一―一九四二―六一。

(95) 前掲註(10)下村「滿洲國の外交とその使命」。

(96) 何春魁「以滿洲國爲中心十年來の國際情勢」、『時報』一〇―一九四一―五一〇。

(97) 外交部大臣李紹庚「我國之對外方針」、『時報』一四―一九四四―八一。

(98) 一九四二年六月五日、東郷發梅津宛第四八二号、外務省記録「在外各國公館關係雜件 在暹羅國ノ部」。

(99) 一九四三年一〇月二八日、外相重光葵發梅津宛第三五九号、外務省記録「在外各國公館關係雜件 在「ビルマ」國ノ部」。

(100) 王貴田「大東亞共榮圈建設之指標」、『時報』一五―一九四五―九一。

(101) 「大東亞建設與滿洲國」、『時報』一四―一九四四―八一―三四。

(102) 「同生共死」陳大使廣播詞、『時報』一五―一九四五―九一。

(103) 「脱日本のための日本化」という概念は、東南アジア史研究における「脱中国のための中国化」という分析視角を参考としている。この分析視角については、桃木至朗「歴史世界としての東南アジア」(山川出版社、一九九六年)六七―七三頁を参照。

(104) 何春魁「現在國際情勢之進展及我國民之自覺」、『時報』九一九四—一五—五。

(105) 田浦雅德・古川隆久・武部健一編『武部六藏日記』(芙蓉書房出版、一九九九年)一九三八年二月二八日条。

(106) 前掲註(48)に同じ。
(107) 前掲註(104)何「現在國際情勢之進展及我國民之自覺」。

(國學院大學文学部教授)

eries. First, regarding the relationship between disaster relief and Protestant evangelical activities, as already shown in the existing research, the contribution of the humanitarian efforts carried out by the missionaries of the CMA and diplomats in the midst of the Renyin Disasters can be confirmed. On the other hand, it is also clear that the evangelical efforts conducted by McWade's "Expedition" met with every possible impediment because of the oppositions on the part of local elites. Secondly, due to the intervention of Chinese authorities, the relief campaign was incorporated into the counterinsurgency operations. In more general terms, the author's results demonstrate the necessity of further studying the relationships between internationally organized relief campaigns and intervention in such efforts by Chinese local authorities.

The Greater East Asia Co-Prosperity Sphere and Manchukuo's Foreign Policy

HIGUCHI Hidemi

This article is an attempt to elucidate the kind of Manchukuo's diplomacy with other Asian states, in order to analyze its national character and the structure of the Greater East Asia Co-Prosperity Sphere (GEACPS). While diplomacy normally helps a state establish its *raison d'état*, by enabling it to define its national character through participation in the international community and sharing values and interests with other members, as a "puppet state" of the Japanese Empire, Manchukuo differed in that respect, since it was largely dominated by diplomatic relations with Japan, which were at times in conflict with the principles of the GEACPS community, thus threatening to add a layer of complexity to its national character.

On the other hand, Manchukuo was for Japan a model state for building the GEACPS, whereas the other countries in the Sphere sought independence and sovereignty, urging Manchukuo to also pursue equal diplomatic relations with Japan as a sovereign state. Consequently, as Japan expanded its influence in developing the "New Order of East Asia" into the GEACPS and the number of member countries increased, Manchukuo relinquished its role as a model polity and came to be recognized as an independent sovereign state.